

## 予防接種の広域化について

### －居住地以外の市町村のかかりつけ医での接種が可能－

市町村が実施する小児を対象とした定期予防接種について、県と県医師会並びに各市町村で調整を重ね、平成22年6月1日から居住地に関わらず県内全域の協力医療機関で接種ができるようになりました。

	現行 (平成22年5月31日まで)	広域化実施後 (平成22年6月1日から)
対象となる 予 防 接 種	小児を対象とした定期予防接種 <sup>※1</sup> のうち個別接種 <sup>※2</sup> として実施しているもの	現行のとおり
接 種 場 所	原則、 <u>居住地市町村内</u> の協力医療機関	県内全域の協力医療機関
接 種 手 続	接種券・予診票を医療機関へ提示	現行のとおり

※1 小児を対象とした定期予防接種…ジフテリア、百日せき、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、ヒブ、B型肝炎、ロタウイルス等

※2 個別接種として実施している予防接種は市町村ごとに異なります。

#### ○ 予防接種広域化の趣旨

かかりつけ医が居住地市町村外にある方や里帰り等のやむを得ない事情により居住地以外の市町村において予防接種を希望する方等の利便性の向上と接種機会の拡大を図るものです。

#### ○ 接種を受けるにあたってのお願い

- ・原則として事前に協力医療機関に予約してください。
- ・受診時には、各市町村から発行された接種券・予診票、母子健康手帳と住所が確認できるもの（健康保険証等）を持参してください。
- ・協力医療機関等詳細をお知りになりたい方は、県医師会ホームページ内「富山県内広域予防接種協力医療機関名簿」をご覧ください。（お住まいの市町村へお問合わせいただいても結構です。）